

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

- 〔省 令〕
 - 植物防疫法施行規則の一部を改正する省令(農林水産六一)
- 〔規 則〕
 - 人事院規則九一五五(特地勤務手当等)の一部を改正する人事院規則(人事院九一五五―九一)
- 〔告 示〕
 - 保険業法第二百九条第一号の規定による届出に関する件(金融庁四四)
 - 日本国に帰化を許可する件(法務二九八)
 - 国債の発行等に関する省令第六条第一項の規定に基づき発行する利付国債の発行条件等を告示(財務一四五)
 - 労働者災害補償保険法施行規則第九条第二項及び第三項の規定に基づき、自動変更対象額を変更する件(厚生労働二五二)
 - 労働者災害補償保険法の規定による年金たる保険給付等に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率を定める件(同二五三)

- 労働者災害補償保険法第八条の第二項各号の厚生労働大臣が定める額を定める件(同二五四)
- 労働者災害補償保険法第十六条の六を定める件(同二五五)
- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第三条の二第一号の表の第七号の下欄の規定に基づき厚生労働大臣が別に指定する測定器を定める件の一部を改正する件(同二五六)
- ニュージーランド産ガラ種、グラニースミス種、ふじ種、ブレイバーン種、レッドデリシャス種及びロイヤルガラ種のりんごの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件(農林水産九二六)
- ハワイ諸島産アンズリュウム属植物の生植物の地下部に係る農林水産大臣が定める基準を定める件(同九二七)
- 土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件(国土交通八八九)
- アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用、追加提供及び新規提供が決定された件(防衛施設庁八)
- 道路に関する件(北陸地方整備局一〇七)

一〇 九 九 八 七 六 五 四

金融庁 公害等調整委員会 法務省
財務省 会計検査院

〔国会事項〕

- 〔叙位・叙勲〕
- 〔皇室事項〕
- 〔官庁報告〕
- 公聴会
 - 一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催(関東経済産業局)
- 〔公 告〕
 - 諸事項
 - 官庁
 - 財団、建設業の許可の取消処分関係裁判所
 - 相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係
 - 再生関係
 - 特殊法人等
 - 厚生年金基金清算終了・清算人退任関係
 - 会社その他
 - 会社決算公告

三 二 二

省 令

○農林水産省令第六十二号
植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第七條第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十九年七月十三日
農林水産大臣臨時代理
国務大臣 若林 正俊

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。
別表二十三の項植物の欄中、「アンズリュウム属植物」の下に(付表第四十九に掲げるものを除く。)を加え、同表の付表第二十四中、「ガラ種、グラニースミス種、ふじ種、ブレイバーン種、レッドデリシャス種及びロイヤルガラ種」を削り、同表の付表に次のように加える。
四十九 ハワイ諸島から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるアンズリュウム属植物の生植物の地下部であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの
附 則
この省令は、公布の日から施行する。

規 則

人事院は、一般職の職員との給与に関する法律に基づき、人事院規則九一五五(特地勤務手当等)の一部改正に關し次の人事院規則を制定する。
平成十九年七月十三日
人事院総裁 谷 公士

人事院規則九一五五―九一
人事院規則九一五五(特地勤務手当等)の一部を改正する人事院規則
人事院規則九一五五(特地勤務手当等)の一部を次のように改正する。
別表島根県の項中、「隠岐郡隠岐の島町港町指向一八の七」―「西郷区検察庁」―を
「隠岐郡隠岐の島町港町指向一八の七」―「西郷区」―を
「隠岐郡隠岐の島町城北町五五」―「神戸税関境税関支署西郷監視署」―に改める。